

令和8年度 大田区 認証保育所の指導検査 保育内容 編

大田区福祉部福祉管理課 法人指導担当

はじめに

児童福祉法第39条

- 保育所は、保育を必要とする乳児・幼児を日々保護者の下から通わせて保育を行うことを目的とする施設とする。
- 保育所は、前項の規定にかかわらず、特に必要があるときは、保育を必要とするその他の児童を日々保護者の下から通わせて保育することができる。

保育所保育指針 第1章 総則

この指針は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条の規定に基づき、保育所における保育の内容に関する事項及びこれに関連する運営に関する事項を定めるものである。各保育所は、この指針において規定される保育の内容に係る基本原則に関する事項等を踏まえ、各保育所の実情に応じて創意工夫を図り、保育所の機能及び質の向上に努めなければならない。

- ◆ 保育所における保育は、養護及び教育を一体的に行うことをその特性とし、その内容については、内閣総理大臣が定める指針（保育所保育指針）に従う。
「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条」

令和8年度の重点項目

ア 児童一人一人に応じた適切な保育の実施

- (ア) こどもの人権に十分配慮するとともに、こども一人一人の人格を尊重した適切な保育と虐待対応等の取り組みが行われているか。
- (イ) 保育所保育指針に準じて、こどもの個人差に配慮し、一人一人の発達過程に応じた適切な保育が行われているか。
- (ウ) こどもの健康状態を適正に把握しているか。
- (エ) 食物アレルギー等を有するこどもの状況に応じた食事の提供が適正に行われているか。

イ 安全対策の徹底

- (ア) 乳幼児突然死症候群の予防及び睡眠中の事故防止対策は徹底されているか。
- (イ) 保育中の誤飲・誤嚥及び窒息等の事故防止対策が徹底されているか。
- (ウ) プール活動・水遊び時、散歩等の園外保育時、その他保育中の事故防止に配慮しているか。
- (エ) 上記(ア)から(ウ)にかかる事故発生時の対応等が適切に行われているか。
- (オ) 食中毒・感染症予防対策が徹底されているか。

ア 児童一人一人に応じた適切な保育の実施

(ア) こどもの人権に十分配慮するとともに、こども一人一人の人格を尊重した適切な保育と虐待対応等の取り組みが行われているか。

人権の尊重

- こども一人一人の人格を尊重した保育を行っているか。
 - こどもの人権に十分配慮するとともに、こども一人一人の人格を尊重した保育を行わなければならない。
- 児童の心身に有害な影響を与える行為をしていないか。
 - 保育所の職員は、入所中の児童に対し、児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

虐待等への対応

- こどもの心身の状態等を観察し、不適切な養育の兆候がある場合には、区市町村や関係機関と連携し、適切な対応を図ること。
- 虐待対応においては、早期発見、早期対応が重要であるため、通告までの手順等について職員と共有し、一人一人の気づきを、子ども家庭支援センターへ確実に連絡していくこと。

〔根拠法令等〕 「保育所保育指針」第1章 第2章 第3章 第4章

〔参考〕 「児童虐待対応マニュアル」 大田区

【保育所等における対応】

「虐待」の概念図

虐待

- 身体的虐待
- 性的虐待
- ネグレクト
- 心理的虐待

- ◆ 児童福祉法改正法において、身体的虐待・性的虐待・ネグレクト・心理的虐待の4つを「虐待」と定義し、虐待が疑われる場合の通報義務を設けたことを踏まえ、「虐待」の概念を軸に講ずるべき対応等が再整理されました。
- ◆ 「虐待」に該当しないものについて、未然防止や改善の取組を要しないことを意味するものではなく、日々の行為の延長に虐待があるものであり、日々の保育実践において、より良い保育に向けた振り返りを実施され、改善につながる一連の「流れ」をつくる、そうした不断の取組が重要であると示されています。

〔参考〕 「保育所や幼稚園等における虐待の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン」

《 虐待と判断される行為の指標 》

◆虐待と判断される行為の指標として、行われた行為だけで判断できない場合は、

行為の強度・頻度

保育士等の意図

こどもの状況・こどもへの影響

から総合的に判断されます。

行為の強度・頻度を十分に考慮する

身体的虐待になり得る行為	たとえば、こどもを引っ張るという行為は、それ自体では直ちに虐待と判断されるものではないが、あまりにも強く引っ張りこどもの身体を痛めるような場合には、虐待に該当する可能性がある。
性的虐待になり得る行為	たとえば、こどもに触れること自体は直ちに虐待と判断されるものではないが、必要以上に長時間抱きしめるなど、過度な接触を行う場合には、虐待に該当する可能性がある。
ネグレクトになり得る行為	たとえば、保育士等が複数のこどもを相手にしているところ、こどもの問いに答えられないという行為は、直ちに虐待と判断されるものではないが、特定のこどもの問いかけに継続して答えず無視するような場合には、「こどもにとって必要な情緒的欲求にできていない」状態であると判断され、虐待に該当する可能性がある。
心理的虐待になり得る行為	たとえば、こどもを静かに叱るという行為自体は、虐待には該当しないが、同じこどもを不必要に何度も、あるいは長時間に渡り叱るような場合は、虐待に該当する可能性がある。

〔参考〕 「保育所や幼稚園等における虐待の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン」 こども家庭庁

◆職員一人ひとりが、こどもの人権や人格尊重に関する理解を十分に深めたうえで、こどもの人権・人格を尊重する保育や、それに抵触する接し方等について認識し、職員間で共有することが重要です。

【保育士等に求められること】

- こどもの人権・人格を尊重する保育についての教育・研修を受け、理解を深める。
- 日々の保育について、こどもに対する接し方が適切であったか等について振り返る。
振り返ったことを職員同士の定期的な話し合い場で率直に話す。
- 「こどもの人権への配慮、一人一人の人格の尊重」の視点で自己評価を行う。

【施設長やリーダー層の役割】

職員間の対話が生まれる体制の整備、
“気づき”が得られるが環境づくり

保育士が余裕をもってこどもと
向き合える職員体制の整備

第三者評価や公開保育等を通じて、
保育士等の“気づき”への促進

〔参考〕 「保育所や幼稚園等における虐待の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン」 こども家庭庁
「不適切な保育の未然防止及び発生時の対応についての手引き」

ア 児童一人一人に応じた適切な保育の実施

(イ) 保育所保育指針に準じて、こどもの個人差に配慮し、一人一人の発達過程に応じた適切な保育が行われているか。

全体的な計画の作成

■全体的な計画を作成しているか。

指導計画

■長期的な指導計画、短期的な指導計画があるか。

■3歳未満児について、個別的な指導計画があるか。

★3歳未満児の「個別的な指導計画」については、クラス全員または複数人のねらいが同じ内容になっていないか、確認してください。

■長時間にわたる保育について、保育内容等の指導計画への位置づけは十分であるか。

・こどもの発達過程、生活リズム及び心身の状態に十分配慮して保育内容や方法、職員の協力体制、家庭との連携などを**指導計画に位置付けること**に留意すること。

保育の内容の状況

■保育内容は適切か。

- ・ 認証保育所における保育は、養護及び教育を一体的に行うことをその特性とする。
- ・ 異なる年齢の乳幼児を集団で保育する場合や3歳以上児を保育する場合は、個々の乳幼児の発達に応じた配慮等（活動の場所や動線等の工夫）を行うこと。

■児童出席簿を作成しているか。

- ・ 入退所の状況を把握するために児童出欠簿を作成すること。

■保育日誌を作成しているか。

- ・ 0、1歳児については個人別記録を作成していること。

★土曜日に異年齢保育を実施している場合、活動内容が同じでも、こどもの成長・発達を踏まえ、土曜日保育のねらいや、保育士の援助等について記載してください。

■児童票を作成しているか。

- ・ 個々の児童の状況を把握するものとして、児童の保育経過記録と、児童の保育上必要な最低限の家庭の状況等の記録をすること。

保育時間の状況

- 保育所で定められている閉所時間が確保されているか。
 - ・ 認証保育所における開所時間は1日につき13時間以上を確保すること。
- 開所時間に常勤有資格者が配置されているか。
- 開所時間中は2名以上の保育従事職員が配置されているか。

休所の状況

- 施設の都合で休所又は一部休所していないか。
 - ・ 正当な理由なく休所又は一部休所しないこと。
 - 認証保育所における契約の内容が、認証保育所の基準に定める開所時間及び開所日の利用を妨げていないか。
 - 家庭保育を依頼していないか。
- 施設の都合で保育時間を短縮していないか。

保護者との連携状況

■保護者との連携は十分か。

- 保護者との連携体制ができていること。

保育の内容等につき、保護者の理解及び協力を得るよう努めているか。

入所時に保育方針、保育時間、休所等の園の運営内容を重要事項説明書等の文書をもって周知徹底を行っているか。

こどもの様子や日々の保育の意図を説明し、保護者との相互理解を図っているか。

すべてのこどもに園で用意した連絡帳を備えているか。

緊急連絡表を整備し、すべての保育従事者に周知し、容易に分かるようにしているか。

登降園の状況

■児童の送迎は保護者が行うよう周知徹底しているか。

小学校との連携

■保育所児童保育要録が作成されているか。

★施設長名、担当保育氏名を自署しているか。

★就学に際し、写しを小学校へ送付し、原本を保育所に保存しているか。

〔根拠法令等〕 「東京都認証保育所事業実施細目」6（1）、9「認可外保育施設に対する指導監査の実施について」別紙「認可外保育施設の指導監督の指針」別紙「認可外保育施設指導監督基準」第5（3）
「保育所保育指針の適用に際しての留意事項について」

ア 児童一人一人に応じた適切な保育の実施 (ウ) こどもの健康状態を適正に把握しているか。

保健計画

- 保健計画を作成しているか。

児童健康診断

- 入所時の健康診断を行っているか。

※施設にて直接実施できない場合は、母子手帳の写し（4か月以内に健診を受診している場合に
限る。）の提出をもってこれに代えることができる。

- 健康診断を年2回行っているか。

・少なくとも年2回の健康診断及び臨時の健康診断を行うこと。

- 健康診断結果記録はあるか。★健康診断日、嘱託医の所見、押印又はサイン等を記録しているか。

- 保護者と健康診断結果について連絡を取っているか。

・保護者と連絡を取り、保護者がこどもの状態を理解し、日常生活に活用できるようにしていくこと。

〔根拠法令等〕

「保育所保育指針」第3章

「東京都認証保育所事業実施細目」6（3）

「東京都認証保育所事業実施要綱」12（4）

健康状態の把握及び保護者との連絡等

- 身長、体重等の測定を毎月定期的に行っているか。
 - こどもの健康状態並びに発育及び発達状態について、定期的、継続的、また必要に応じて随時把握すること。
 - 身長・体重等の測定を定期的に行い、記録しているか。
- ★測定する日に欠席した場合は、後日登園した際に計測を行ってください。
- 日々の健康状態を観察しているか。
 - 0歳児の日々の健康状態の記録はあるか。

〔根拠法令等〕 「認可外保育施設に対する指導監査の実施について」 別紙「認可外保育施設の指導監督の指針」 別添「認可外保育施設指導監督基準」第7（2）
「保育所保育指針」第3章
「東京都認証保育所事業実施細目」6（1）

疾病等への対応

■感染症の予防対策を講じているか。

★個別タオルを使用している場合、重ならないように衛生管理に努めているか。

*乳幼児が自ら適切な手洗いの実施、物品（手拭きタオル、コップ等）の衛生的な取扱い等の基本的な衛生対策を十分に行うことは難しいため、大人が必要な援助や配慮を行ってください。

■感染症発生時にまん延防止対策を講じているか。

■感染症発生時には、速やかに地域の医療機関と連携し、また保健所へ報告しているか。

衛生管理

■食中毒事故の発生防止を行っているか。また、食中毒事故が発生した場合の事故対策がとられているか。

- 施設内外の適切な環境の維持に努めるとともに、こども及び全職員が清潔を保つようにすること。また、職員は衛生知識の向上に努めること。

〔根拠法令等〕 「認可外保育施設に対する指導監査の実施について」 別紙「認可外保育施設の指導監督の指針」 別添「認可外保育施設指導監督基準」第7（6）
「東京都認証保育所事業実施細目」6（4）
「保育指針」第3章

ア 児童一人一人に応じた適切な保育の実施

(エ) 食物アレルギー等を有するこどもの状況に応じた食事の提供が適正に行われているか。

食育計画

食事計画と献立業務の状況

- 食事の提供を含む食育計画を全体的な計画に基づいて作成しているか。
- 給与栄養量の目標を設定しているか。
- 献立表を作成しているか。★毎日の給食を展示しているか。
- 実施内容を記載しているか。予定献立及び実施献立に責任者の関与はあるか。
 - ・長時間保育の対象となる児童については、適宜間食又は給食等を提供すること。

児童の状況に応じた配慮

- 適正な献立内容、調理方法に沿った食事を提供しているか。
 - ・授乳・離乳期においては、食べる意欲の基盤を作ることができるよう家庭での生活を考慮し、一人一人のこどもの状況に応じた時期、調理方法、量などを決めること。
- 乳児及び1歳以上3歳未満児に対する配慮をしているか。
 - ・3歳未満児は食品の種類・調理方法に児童の身体的状況及び発達段階での咀嚼力向上について考慮すること。

〔根拠法令等〕 「保育所保育指針」第1章、第2章 第3章 「東京都認証保育所事業実施細目」6(2)

「認可外保育施設に対する指導監査の実施について」別紙「認可外保育施設の指導監督の指針」

別添「認可外保育施設指導監督基準」第6(2)

- 食物アレルギーへの対応を適切に行っているか。
 - こどもの食物アレルギー等に配慮した食事の提供を行うとともに、食物アレルギー対策に取り組み、食物アレルギーを有するこどもの生活がより一層、安心、安全なものとなるよう誤配及び誤食等の発生予防に努めること。
 - 保護者と連携し、医師の診断及び指示に基づき適切な対応を行うこと。
 - 保護者との協議を通じて、**1年に1回以上、生活管理指導表の再提出**を行い状況を把握し、保育所での生活における配慮や管理、対応を行うこと。
- アレルギー疾患の対応を適切に行っているか。
- 健康状態（アレルギー疾患を含む。）等に配慮した食事内容にしているか。
 - ★保育所におけるアレルギーガイドラインを参考にすることが望ましい。

〔根拠法令等〕 保育所保育指針第3章

「認可外保育施設に対する指導監査の実施について」 別紙「認可外保育施設の指導監督の指針」

別添「認可外保育施設指導監督基準」第6（2）

食事の状況

- 施設の都合で中止していないか。
- 簡易な食事を提供していないか。
- 間食を提供しているか。
- 検食を保存しているか。

営業の届出等

- 営業の届出をしているか。
 - 集団給食施設の設置者又は管理者は、施設の所在地、名称等について施設の所在地を管轄する保健所等に届け出ること。(ただし、1回の提供食数が20食程度未満の施設を除く。なお、令和3年6月1日時点で現に稼働している集団給食施設については、令和3年11月30日までに届け出なければならない。)
- 食品衛生責任者を選任しているか。

〔根拠法令等〕 「健康増進法施行細則」第6条 「東京都認証保育所実施細目」6(2)
「認証保育所における検食の保存について(通知)」 「食品衛生法」第57条
「食品衛生法施行規則」第66条の2、別表第17 第70条の2
「食品衛生法等の一部を改正する法律の施行に伴う集団給食施設の取扱いについて」

イ 安全対策の徹底

(ア) 乳幼児突然死症候群の予防及び睡眠中の事故防止対策は徹底されているか。

乳幼児突然死症候群の予防及び睡眠中の事故防止

- 乳幼児突然死症候群（SIDS）の予防及び睡眠中の事故防止策を講じているか。
 - 医学的な理由で医師からうつぶせ寝を推奨されている場合以外は、乳幼児の顔が見えるよう、仰向けにしっかりと寝かせること。
 - 児童の顔色・呼吸の状態をきめ細かく観察すること。
 - 職員がそばで見守る等、睡眠中の事故防止対策を講じること。
- 睡眠チェック表を作成しているか。

★睡眠チェックは午睡の時間だけでなく、すべての睡眠状況について記録してください。

〔根拠法令等〕

「認可外保育施設に対する指導監査の実施について」 別紙「認可外保育施設の指導監督の指針」
別添「認可外保育施設指導監督基準」7（7）
「保育施設における睡眠中の事故防止及び救急対応策の徹底について（通知）」

◆仰向け寝とは、胸や腹が上を向いている状態です。顔が横を向いていても、胸や腹が床についていればうつぶせ寝になります。うつぶせ寝だけでなく横向き寝も必ず仰向け寝に直しましょう。



うつぶせ寝

きめ細かく観察
しましょう

仰向け寝



横向き寝

仰向け寝に
直しましょう



イ 安全対策の徹底

(イ) 保育中の誤飲・誤嚥及び窒息等の事故防止対策が徹底されているか。

- 窒息の可能性のある玩具等が不用意に保育環境下に置かれていないかなどについて、定期的に点検しているか。
 - あらかじめ点検項目を明確にし、定期的に点検を実施した上で、文書として記録すること。
- こどもの食事に関する情報等を把握し、誤嚥等による窒息のリスクとなるものを除去しているか。
 - こどもの食事に関する当日のこどもの健康状態を把握し、誤嚥等による窒息となるものを除去すること。

〔根拠法令〕 「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」別紙「認可外保育施設の指導監督の指針」
別添「認可外保育施設指導監督基準」第7（8）「東京都認証保育所事業実施細目」6（4）

Point 食事の介助をする際に注意すべきポイント

- ゆっくり落ち着いて食べることができるよう子どもの意志に合ったタイミングで与える。
- 子どもの口に合った量で与える（一回で多くの量を詰めすぎない）。
- 食べ物を飲み込んだことを確認する（口の中に残っていないか注意する）。
- 汁物などの水分を適切に与える。
- 食事の提供中に驚かせない。
- 食事中に眠くなっていないか注意する。
- 正しく座っているか注意する。

《誤嚥・窒息につながりやすい食べ物の調理について》

○給食での使用を避ける食材

食品の形態、特性	食材	備考
球形という形状が危険な食材 (吸い込みにより気道をふさぐことがあるので危険)	プチトマト	四等分すれば提供可であるが、保育園では他のものに代替え
	乾いたナッツ、豆類(節分の鬼打ち豆)	
	うずらの卵	
	あめ類、ラムネ	
	球形の個装チーズ	加熱すれば使用可
粘着性が高い食材 (含まれるでんぷん質が唾液と混ざることによって粘着性が高まるので危険)	ぶどう、さくらんぼ	球形というだけでなく皮も口に残るので危険
	餅	
固すぎる食材 (噛み切れずそのまま気道に入ることがあるので危険)	白玉団子	つるつるしているため、噛む前に誤嚥してしまう危険が高い
	いか	小さく切って加熱すると固くなってしまう

○果物について

食品の形態、特性	食材	備考
咀嚼により細かくなったとしても食塊の固さ、切り方によってはつまりやすい食材	りんご	完了期までは加熱して提供する
	梨	完了期までは加熱して提供する
	柿	完了期まではりんごで代用する

〔参考〕 「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」

イ 安全対策の徹底

(ウ) プール活動・水遊び時、散歩等の園外保育時、その他保育中の事故防止に配慮しているか。

■ プール・水遊びを行う場合は、水の外で監視に専念する職員を配置しているか。

★ 監視に専念する職員を配置しているか。

■ 園外保育時に複数の保育従事職員が対応しているか。

・ 園外保育時に複数の保育従事職員（うち一人以上は保育士）が対応すること。

★ 散歩の目的地、ねらい、行程（時間、経路、所要時間）、こどもの人数、引率者名、帰園後の最終確認等を記録に残しているか。

〔根拠法令等〕 「認可外保育施設に対する指導監査の実施について」

別紙「認可外保育施設の指導監督の指針」 別添「認可外保育施設指導監督基準」第7（8）

「教育・保育施設等においてプール活動・水遊びを行う場合の事故防止について」

「認可外保育施設に対する指導監査の実施について」 別紙「認可外保育施設の指導監督の指針」

別添「認可外保育施設指導監督基準」7（8）

イ 安全対策の徹底

(工) 事故発生時の対応等が適切に行われているか。

- 事故簿を作成しているか、又は記録の内容が十分か。
 - ・ 事故簿を作成すること。 事故の対応及び経過を記録しているか。
- 事故報告を区市町村に速やかに行っているか。
 - ・ 事故報告を速やかに行うこと。
- 【区】 区に別紙7号様式で事故報告書を提出しているか。
【報告事由】 ①受診した怪我等 ②迷子（見失い）、置き去り、連れ去りなど ③その他、児童の生命または心身に重大な被害が生じる事故につながるおそれがある事案 ④食物アレルギー関連 ⑤食物アレルギー発症（施設及び保護者が把握している以外で発症した場合）
- 損害賠償保険に加入しているか。内容が適切か。
 - ・ 賠償保険に加入し、保育中の万が一の事故に備えること
- 【区】 損害賠償保険の内容は適切か。・ 保証額以上の賠償責任保険に加入すること。
1回の事故につき3億円 1名の事故につき 3,000万円

〔根拠法令等〕 「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」 別紙「認可外保育施設の指導監督の指針」
別添「認可外保育施設指導監督基準」第7（8）
「教育・保育施設等における事故発生時等の対応について」
「大田区認証保育所事業実施要綱」
「認証保育所における事故発生時の事故報告書の提出について」

イ 安全対策の徹底

(才) 食中毒・感染症予防対策が徹底されているか。

衛生管理（検便）

■調理従事者・調乳担当者の検便を毎月適切に行っているか。

雇入れの際及び調理又は調乳業務への配置換えにの際の検便を適切に実施しているか。

検査結果を確認してから調理・調乳業務に従事させているか。

★検便は、「結果日」で確認しています。

■検便検査の結果を適切に保管しているか。

〔根拠法令等〕

「食品衛生法等の一部を改正法律する施行に伴う集団給食施設の取扱いについて」

「東京都認証保育所事業実施細目」6（4）

「労働安全法施行規則」第47条、第51条

「児童福祉施設等における衛生管理及び食中毒予防の徹底について」

衛生管理（健康チェック）

■調理従事者及び調乳担当者の健康チェックを毎日行い記録しているか。

- ・調理従事者及び調乳担当者は常に自分の健康チェックを行うこと。

また、手指などに化膿している傷やできものがあるときは、食品を扱ったり、調理に従事しないこと。健康チェックの記録をしておくこと。

調理従事者及び調乳担当者は、毎日、健康状態（下痢、嘔吐、発熱、化膿創等）について、チェックしているか。

調理業務委託

■施設職員による調理と同様な食事の質が確保されているか。

- ・調理業務を委託する場合は、「保育所における調理業務の委託について」に示されている要件を満たすものであること。

外部搬入方式

■3歳未満児に対して提供する食事を当該施設内で調理しているか。

〔根拠法令等〕 「食品衛生法施行規則」第66条の2、別表第17、別表第18

「東京都認証保育所事業実施細目」6（4） 「東京都認証保育所事業実施要綱」7（3）

「保育所における調理業務の委託について」 「東京都認証保育所事業実施要綱」8